

イギリスにおける地域開発 と都市政策問題に関するノ ート

清水嘉治

目次

- 1—まえがき
- 2—「福祉国家」と産業立地政策・地域開発問題
- 3—イギリスの都市政策と都市計画法について
- 4—文献

1—まえがき

昨年<1972年>7月から9月下旬にかけてのイギリスならびにヨーロッパ旅行の主目的は、ECとイギリス加盟問題の研究とイギリスにおける地域開発政策、都市問題、自治体問題の調査研究にあった。

本稿では、イギリスにおける地域開発政策、都市政策を中心にとりあげることにしたい。

1970年7月から9月に滞在したイギリスの主要な問題は、拡大EC加盟を決めた法案の整理だけの問題ではなく、港湾スト、消費者物価の上昇、失業問題、ウガンダ問題、北アイルランド問題などであった。こうした問題は、1972年1月1日から正式にヨーロッパ共同体の一員になるために、どうしてもさけてとおれない問題であった。ウガンダ問題、北アイルランド問題を除いて、港湾ストの問題や消費物価の上昇の問題は、EC加盟にあたっての企業の合理化、再編成を志向したイギリス経済の体質その

ものをしめしていた。したがって都市問題や自治体改革の問題は、表面的にはとりあげられなかった。だからといって問題がないわけではなく、むしろ深刻な再編成を志向せざるをえなくなっている。『地方自治の改革』<HMSO, Local Government Reform 1971>においても明らかなように、「地方自治の改革は、現代において例外なく重要性をもっている」として2つの理由をあげている。その1つは、以前の歴史的時期よりも、科学的発明と産業上の進歩が、イギリス人の生活と労働を、急速に、より基本的に変化させていること、2つには、偉大な変化の時期に、巨大な表現しようのない組織が、個人の生命を抑制し、人間の自由を制限しようとしているとき、人民は、超人的な権力を抑制する努力を良くない仕事としてさげようとしている。問題は、そうではなく、民主主義をよみがえらせ、個人の自由と尊厳を回復するためにも地方自治の変革が必要なのであるというのである。

こうした主張がわたくしの滞在中は国民的なもりあがりを見せていなかった。にもかかわらず、後記のうち文献がしめすように、また地方自治体当局が積極的に都市政策の問題を提出している。

だがイギリスの地域開発政策、都市問題、自治体問題は、その歴史的経過を抜きにしては語ることができない。このことは、後記資料をみてもわかる。それは、近代市民社会の母国としてのイギリスの歴史と伝統をもっているからだけではなく、イギリス人民の自由と平等のための闘いの歴史があったからである。もちろんここでは、こうした歴史的事情に深入りすることはできない。本稿でとりあげる問題は、戦後のイギリスにおける地域開発政策、都市政策ならびに都市計画問題が、その根底には、イギリスの福祉国家の政策と有機的に結びついているという点にある。したがって、まずはじめに、イギリスにおける「福祉国家」と地域開発の問題をとりあげ、つぎに、都市問題と都市政策の問題、さらに都市計画法の問題、地方自治体改革の問題をとりあげることにしたい。

2—イギリスにおける福祉国家と地域開発政策

わたくしは、かつて論文「戦後イギリスにおける地域開

発政策の性格」<拙著『現代イギリス資本主義論』、日本評論社、1971年所収論文>において、こうかいた。

「イギリスにおける地域開発政策は、本来2つの柱をもって構成されているといってもよいであろう。その1つは、第2次大戦前から戦中、戦後一貫して推進されてきた都市の過密集積の防止と住民の救済対策であり、他の1つは、政府が一貫して推進してきた失業対策であるといってもよいであろう。

こうした2本の柱は、イギリスの資本主義の構造変動と密接な関係をもっている。とくに資本の集積、集中が進行する過程で巨大都市が形成され、巨大私的資本が国家に産業立地条件を確保される状況が生まれた。また他方でそのことが産業の地域的集中を促進し、これによって奇型な産業構造が形成され、不況期には局地的失業をつくりだす母体を形成した」と。この指摘は、今日でも正しいといわざるをえない。したがって当時イギリス政府は、資本主義の構造的矛盾の激化に直面し、市民社会の危機に対処するためにも、社会福祉政策の一環としての地域開発を実現することに力を入れ、また都市の過密集積の防止を通じて市民の生活の安定をはかることに全力を投球した。それは、他方で、産業の地域的配置の不均等からくる局地的失業の是正策と結びついたものであった。したがってこうした政策は、当時の労働党の福祉政策と結びついていた。

周知のように、イギリスの福祉国家政策が現実的課題として登場したのは、労働党の完全雇用政策および社会保障制度の確立と結びついて展開された点にある。ここでは、政策の基調を中心にみとめることにしたい。1945年8月15日、労働党が政権を獲得後に発表した政策綱領のなかに見出すことができる。それは、<1>計画的投資による雇用の維持と国民経済の伸張、これには英蘭銀行の国有化がふくまれた。<2>燃料、動力業の調整のための炭鉱の国有化を実現すること。<3>都市および地方計画の遂行、公益目的のための土地獲得ならびに国家的利益のための土地の最高度利用を容易ならしめるための手続改正をふくむ。<4>社会保険制度の拡充ならびに国家保健事業の創設。<5>国家的視野に立つ航空事業の再編成<国有化>などであった。

とくに注目すべき点は、第3の都市および地方計画の遂行、ならびに国民の利益のための土地獲得にあった。つ

まり公共住宅確保のために土地利用計画を重点的にうちだした点にあった。安い住宅の供給と局地的失業者の救済のために都市および地方計画を調整することに力点をおいたのである。完全雇用政策を実現するためには、都市と地方計画の抽象的調整だけではなく、具体的な方法をもつてのぞんだ。たとえば、当時イギリスにおける不況地域であるイングランド北東海岸、スコットランドのクライド地方、それからサウス・ウェールズなど、炭鉱業、鉄鋼業および造船業が偏在的に集中している地域であった。サージャントによると、1932年8月の失業率は、全国平均23.1%にたいして北東海岸では、30.9%、スコットランドでは27.9%、ウェールズでは、なんと39.1%という高い失業率であった<F. P. Sargant, *Industry and the State*, 1957, P. 179>。したがって、こうした地方的または局地的失業を解消するために、産業立地の調整をおこなった。それが1945年の産業配置法であった。ここでわかることは、都市および地方計画の問題が産業配置の問題と同時に展開されたという点である。この点、わが国の国土開発計画が市民中心主義の計画ではなく、大企業中心の開発計画にあったことと比較すれば、限界があるとはいえ、イギリス労働党の都市および地方計画の調整は、今日でも学ぶべきものがある。

この産業配置法のもとに、商務省は、企業が工場建設をするばあいには、不況地域に投資をするよう働きかけるために政府資金を積極的に調達した。逆に不況地域以外の新規工場建築を抑制した。フローレンスによると、この立地調整政策は、特殊な原料ないし消費志向をもたない産業についてはかなりの効果があったという。たとえば被服産業のばあいは、不況地域に積極的に進出した。1939年度には被服労働は、全国総労働者中4.2%であったのにたいして、サウス・ウェールズおよび北東海岸地域では、全労働者のそれぞれ0.9%および1.5%を占めたにとどまったが、産業再配置法が実施されてからは、つまり1951年の統計をみると、被服労働者の全国での割合は3.2%におちたのに反して、両地域では、それぞれ2.1%および2.8%に高まった。産業配置法によって、不況地域における女子労働者の地位が相対的に高まっただけでなく、労働者・市民の要求にもとずく都市計画を実施することができたのである。

こうした産業配置法は、「都市および農村計画法」<1947

年>と有機的総合関係をもったのである。また1950年には過密地域にたいする工場建設は政府と自治体の厳格な規制をうけることになった。1958年には「産業配置<工業金融>法」〔Distribution of Industry < Industrial Finance> Act〕が成立する。50年と58年の法律を比較すると、前者は、商務省の権限の強化を目的として、つぎの4つの権限を加えた。<1>土地とともに工業用の建物をも購入することができる<第1条>、<2>必要と認めた場合、商務省の所有しない土地の上にも建物を建築することができる<第2条>、<3>大蔵省の同意をえて、開発地域へ工場を新設あるいは移転するさいに生じた出資や負債に対して補助金を支給する他、住宅補助および貸付をおこなうことができる<第3条>、<4>基幹労働者およびその扶養家族の移転に要する費用を支給する<第4条>となっている。要するに地域開発政策を自治体だけの力によるのではなく、中央政府が、強力にバック・アップすることを主眼としている。

また「後者」すなわち1958年の「産業配置法」では、資金援助に関する大蔵省の権限の拡大を意図したものであり、商務省が高率の失業が存在し、永続の可能性があると認めた地域の失業救済のためには、<1>それが開発地域であると否にかかわらず、また工業の適正配置の要求に合致すると商務省が証明しようとしなかつたらうと、<2>製造業以外の産業に対しても、補助金の給付と資金の貸付をする権限を大蔵省に与えたのである。

こうして、一連の立法措置を通じて、政府は、労働者や市民の要求に応えるために、地域開発政策を着実に実行していったのである。とくに土地および建物の購入、工業用建物の建築、不要軍需工場の転換、遺棄地の整備、工業団地の建設、基礎的サービスの充実などきわめて多方面に亘る政策を実行し、失業者の救済と産業構造の転換を実施したのである。

これだけのことならば、きわめて経済主義的政策におもわれるが、同時に、さまざまな社会保障政策も展開していったのである。地方自治体の市民のさまざまな要求を先取りすることによって政策の内容を豊富にしていったのである。

1948年7月の国民保健法をみてもわかるように、それは、従来の健康保険給付が、病気にかかった人にあまり役立たず、また家族には恩恵によくさなかつたり、さらにイ

ンフレになると役に立たなかつたことの反省として生まれたのである。その目的は、あらゆる形態の保険と医療をふくみ、その範囲が国民に及ぶ点で一般的であった。その性格は、総合的な保険事業の確立にあった。当時唯一の例外は、学生および労働者の保健である。前者は、地方教育局、後者は工場法で保証することになった。

国民保険事業は、大体において、病院および専門医事業、個人開業事業ならびに地方保健所事業の3つにわかれるが、すべて国民は、必要に応じてそれぞれ自由に選択することができる。<イ>入院、<ロ>治療、看護、およびその他の病院の目的に必要なサービス、<ハ>病院たると院外たるとを問わず、専門医のサービスにつき、保健大臣は必要とおもう一切の措置を講ずることを義務づけられたのである。この点日本の厚生省の政策は学ぶべきではないだろうか。

この法律のもとに、まず約2,000にわたる病院が公営たるとを問わず全部が国営に移され、ついで全国が人口平均約300万人をふくむ14病院地区に分割され、各病院における病院事業の一般的計画および協力のために地区病院委員会が設けられ、患者、市民サービスを第1義的に考えることになった。

もちろん旧いセンスの持主の医者や企業主義的医者からの批判はあったが、市民の要求には、医師も従事せざるをえなかつた。実際には、イギリス全国を通じて能率は急速に高まり、医師、病院の体質も政府と市民・労働者の正義感に対応して改善されたのである。地方自治体も、住民の健康第1主義の思想にもとづいて運営された。地方保健所の最重要な機能の1つは母子福祉に関するものである。すなわち、歯の処置をふくみ、妊婦、授乳中の母、および5才以下の子供で地方教育当局の初等学校に通学していないものの世話をすることが地方保健所の義務となった。したがって、助産婦、家庭内看護婦および健康相談人<幼児、病人、妊婦、授乳中の母の用意とか流行病の予防に必要な処置を与えることを任務とする>の世話をすることを義務づけたのである。地方保健所を徹底して市民の医療サービス機関としたことである。1950年には、社会保険費賦出は8分の1で、他はすべて租税によってまかなっている。とにかく医療費を無料の方向にしたことは、大きな前進である。つまり、イギリスの福祉国家政策は、一方で、完全雇用政策の展開

のもとに、産業配置法にもとづく地域開発政策を実施し、他方で、社会保障制度の確立によって地方自治体を通じて、市民や労働者の生活環境改善や健康優先の政策を実行した点である。

3——イギリスの都市政策と都市計画法について

こうした福祉国家政策は、保守党といえども、基本的には擁護せざるをえなくなった。したがってイギリスの都市政策も、「福祉国家」の政策として展開されていることはいまでもない。この点は、「都市とは本来なにか」という点にかかわる問題であった。本来都市は、人間が労働し、生活する場である。したがって、都市は、政治の英知、実は人間の英知による人工環境を形成しなければならない。それは、人間の住む住宅だけでなく、広場、公園、学校などの施設の完備はもちろんであるが、道路網、上下水道、電気・ガス、大量輸送網などの都市装置のシステムの完備をすることにある。こうした施設は、市民個人の負担能力を越えている。したがって、こうした施設はみんなの協力がなければできないわけではない。その力は政治力である。この点を先取りすることが政治の生命である。イギリスの労働党が限界点をもっているにもかかわらず、資本主義の危機に対応しつつ、都市政策を展開したのは、イギリス労働者や農民、市民の要求があったからであろう。イギリスの都市問題および都市政策も、イギリス人民の無限な闘争の産物の結果生まれたものと考えなければならない。もちろんわたくしは、イギリスの都市政策を近代市民社会の都市政策一般論と考えるのではなく、イギリス人の英知の結集であると考えたい。にもかかわらず、資本主義の危機に強靱に対応しつつ、「福祉国家」政策を実現したイギリス労働党の「成果」を一応評価してもよいであろう。それは、きわめて地味ではあるが、都市が人間の生命と生活を「豊富」にまもってきたのは、イギリス人民の力であったようにおもふ。イギリスの都市問題ならびに都市政策をみると、つねに経済問題と直接関係している。イギリスの都市問題は、前述したように過密都市対策となってあらわれてきた。この点についても日本は、全く無策ではなかったか。

周知のように、イギリスにおいては、労働組合運動によって賃金水準の上昇だけでなく、都市問題に呈しく挑戦するために、社会保障<老齢年金、健康保険、失業保険をふくむ給付制度、貧困者保護制度、特殊医療制度の完備など>、社会資本<住宅、道路、上下水道・電気ガス、廃棄物処理をふくむ都市施設、学校・公園を含む市民の文化施設>、社会保健<公共衛生、食品衛生、公害防止>を公共的に拡充してきたのである。

この点、わが国の松下圭一氏は、『都市政策を考える』<岩波新書>でこういう。「現代の国民経済ないし国民生活を分析するにあたっては、まず資本対賃金を縦軸として、横軸として『社会資本』<生産基盤・生活基盤>、ついで『誘導資金』と『社会保障』をクロスさせ、また当然『社会保健』を加えるべきである」と。そしてここからつぎのような結論を導きだしている。

<1>国民生活の向上は賃金上昇だけでなく、生活基盤を中心とする社会資本の拡充、社会保障の確立をとともうべきである。

<2>国民生活の向上は、したがって、年々生産される国民的富全体のなかにおける資本+生産基盤+誘導資金と賃金+生活基盤+社会保障、それに社会保険の配分の比率に相関する。

<3>国民生活の向上は、さらに国民的富自体の成長による賃金+社会保障+社会資本+社会保健の投資の絶対量の増大を必要とする。

こうした3つの領域において市民生活の最低基準、つまりシビル・ミニマムが策定されるべきであるというのである。これはヨーロッパの都市問題をみるかぎりあたりまえのことなのである。イギリスにおいては、こうした基準は、学者が理念的に想定するのではなく、市民として、あたりまえの権利として確立してきたのである。それはまさに市民の苦悩を抵抗の歴史を通じて、獲得してきたのである。たんに学者が、マックス・ウェーバーのように理想型という観念としてではなく、現実の苦悩の格闘のなかで開発してきたのである。そこに市民社会の基本原則をみいだしたのである。だから、イギリスの都市計画に関する法律をみても、限界はあるにしろ、市民の闘いの歴史を、政治が、半ば先取りしてきたことをあらわしている。では、つぎにいくつかの「都市計画法」をみてみよう。

ここでは、つねにシビルミニマムの基盤として土地問題の解決を重点に展開されている。1947年の「都市および田園計画法」の趣旨はつぎの7項目に要約される。

<1> 厳格な計画書による計画制限というシステムから弾力性ある開発プランによるシステムへの転換。

<2> 開発プラン実施の前後を問わず、地方計画当局の承認なしにはいかなる開発の実行をも禁ずること。

<3> 中央土地庁という新しい機関が開発実施の際に開発賦課金を課すること。

<4> すべての土地の開発価値を収奪することと、その結果土地所有者が土地の開発価値の損失のため3億ポンドの基金に請求することができるようにすること。

<5> 地方公共団体に自ら開発に乗りだすことについて以前より広い権能を与えること。この必然の帰結として、より広い強制取得の権能を与えること。

<6> 地方公共団体が、この法による機能を果しうよう、とくに自ら実施する土地の取得、開発、再開発について、財政援助を増加すること。

<7> 1939年基準を廃止して現存価値のみにもとづく補償におきかえることにより、土地の強制取得に対する補償に関する法律にかえること、となっている。

この法律によって戦後の都市および農村計画の基礎が形成され、都市の発展に一定の計画の枠を与えられたのであるが、その後、この法律は、51年、53年、54年、59年、62年、63年など一連の修正および新法を経て、今日に至っている。ここで注目すべき点は、住宅、工場建設の前提として土地政策に関するキメ細い施策をうちだしたのである。

こうした計画法の思想史的背景としては、有名な「パロー報告」<Report of the loyal Commission on the Distribution of the Industrial Population, Cmd 6153, 1940>にもとづいていることはいうまでもない。そこには過密都市対策だけでなく、過疎地域における経済の復興問題ともとりくんだ考え方があった。

パローの分析の前半は、大戦前の産業人口の地理分布と市場および生産技術の変化との関係、商業都市と工業都市への人口集中の類型的考察、今日、日本の近代経済学者が問題にしている外部経済と産業の地域的集中との関係、おもな工業地域の性格などが検討された。さらに後半の「2部」では、産業および産業人口の集中のもたら

す社会的・経済的・技術的不利益の検討にあてられた。社会的不利益としては、不良住宅やスラムの発生と拡大、レクリエーション空地の不足、交通混雑、公害・煙害と騒音などがあげられ、これらの不利益が都市の無計画性に基づくことを指摘して、つぎの対策をたてている。

<1> 過度集中地区の再開発を強化すること。<2> 産業および産業人口を、過密地域から分散・疎開させること。<3> ロンドンの膨脹を防止すること、などの対策を勧告した。

また経済的不利益としては、<1> 地価騰貴による用地買収費負担の増大、<2> 交通混雑に伴う、時間の浪費、<3> 労働者の長距離通勤による疲労、それによる生産能率の低下などをあげている。

こうした構想を具体的に実現するために、さまざまな都市計画法がつくられたのである。したがって、イギリスにおける都市問題は、過密・過疎の根本的対策、とりわけ局地的失業対策を前面にだすことによって、都市生活者の文化的生活水準を基本的に確保するという点に重心がおかれたといってもよいであろう。

こうした考え方は、ニュー・タウン法にもあらわれている。ニュータウンは自動的・自足的な地域社会であり、あらゆる意味において十分に独立した生活を営めるところであるべきであるという考え方である。ニュータウンという考え方は、必ずしも既存の都市の拡張<expansion of an existing town>を排斥するものではない。本法の基本的考え方は、処女地に全く新しい都市が創造されようと、または、既存の都市の膨脹があろうと、結果として生まれたものがそれ自身完結的なものであり、他のいかなる地域とも結びつきがないということにある。

こうしてみると、イギリスにおける地域開発は、「巨大資本」の地域的資本の集中・集積の抑制にあった。つまり地域開発政策は、従来の都市と農村の不均衡発展を、公権力によって是正しようとする点にあった。それは、前労働党政権が、一方で巨大資本を抑制し、他方で市民の要求に対応する形態で、都市政策を実現した点にあらわれた。とくに1965年9月の「国民計画」<The National Plan>にもあらわれた。その第1点は、古い工業地域のインフラ・ストラクチュアを近代化し、大都市の過密を緩和するために公共投資計画を立案すること、第2点として、短期的には、全地域の人口移動をおこない、

長期的には、国民経済の成長と快適な人間環境の創出に重点をおくこと、第3点として雇用と経済活動の地理的パターンにインパクトを与えることによって、過疎地域の経済成長を刺激することにあるという。

こうした中央計画の実現方法として、積極的な市民、労働者、企業の討議が必要であることをあげている。「個人の希望と選好とを国家の要求に従わせ、強制的な方法を個人に課する全体主義的計画化とは違った民主的」手段によるといっている点は注目すべきであろう。

こうしてみると、イギリスにおいても、工業化にもとづく都市化の一般法則を、地方自治体と政策が正しく認識し、労働者と市民中心主義の都市政策が、いかに重要な課題であるかがわかる。今日の地域開発政策が大資本と中央集権主義の路線で実施されれば、市民から反撥をうけることは当然であり、イギリスの都市計画法や都市政策も、市民の生活と健康を第1に配慮した政策であることはいうまでもない。わが国においても、シビルミニマムの策定を前提にした都市計画、都市政策が重要な課題ではあるまいか。この点イギリスの都市政策から学ぶべきものがあるのではないだろうか。もちろん、市民と労働者の下からの要求を媒介にしないかぎり、都市政策も成功しないであろう。イギリスにおいても、都市政策に限界点はあるにしろ、市民の生活環境優先主義の都市づくりに全力を傾注している点を、われわれは改めて学ぶべきであろう。

注>本稿は、イギリスにおける自治体問題、都市問題研究機関の調査並びに資料、文献等の収集の一環としてまとめたものである。断っておくが、自治体問題、都市問題の研究機関は、自立した形態でイギリスの主要都市には存在していない。これはロンドンでの調査でわかったことである。こうした研究機関は、政府や地方自治体が必要に応じて外部の研究者に依頼しておこなうか、みずからの関係当局の調査員<役人>が行っている。したがって本稿では、イギリスにおける都市問題、都市政策、地域開発政策の調査に限定した。

4———参考文献<本文中以外のもの>

D. Heap, An Outline of Planning Law 1968.

HMSO, Distribution of Industry 1950 TUC, The National Plan 1966.

S Ferguson, Studies in the Social Services 1954.

R Titmus, Problems of Social Policy 1950

D L. Hobman, The welfare State, 1953.

M. Dobb, The Economics of Welfare and Economics of Socialism, 1970.

長守善, 『福祉国家イギリス』1959年

小西毅, 「イギリスにおける地域開発」<関大『経済論集』17巻, 3号

清水嘉治『現代イギリス資本主義論』1971年

HMSO, Ministry of Housing and Local Government, The South East Study, 1961-81, 1964.

B W Lewis, British Planning and Nationalization 1952

HMSO, Royal Commission on Local Government in Greater London, 1967-60. Report Cmnd. 1164 1960

Jennings, I, Principles of Local Government Law Fourth ed. university of London Press 1960.

Headrick, T. E The Town Clerk in English Local Government. Allen & Unwin 1962.

Mapstone, L and Pearce, P <Ed> Local government in England and Wales, Sec. ed 1965

Cross, C. A. The Principles of Local Government Law Third ed Sweet & Maxwell 1966

Drain, G. The Organisation and Practice of Local Government. Heineman 1966.

COI, The Corporation of the City of London. Reference paper R 4864 1966.

Griffith, J A G. Central Departments and Local Authorities Allen & Unwin 1966

HMSO, The Management of Local Government Vol 1 Report of the Committee. 1967.

HMSO, Staffing of Local Government, Report of the Committee 1967.

Meviett, J, Government by Local Authority.

Weidenfeld & Nicolson, 1967.

Hert, W Introduction to the Law of Local Government and Administration. Eighth revised edition Butterworth 1968

Jackson, R M The Machinery of Local Government, Third ed Macmillan, 1968

Smellie, K B A History of Local Government Allen & Unwin 1968.

Peter, G R. The New Local Government System Unwin university books. 1968.

Clarke, J J Outline of Local Government of the United Kingdom 20th revised ed 1969

HMSO. Royal Commission Local Government in England. Report Cmnd 4040. 1969

HMSO, Royal Commission on Local Government in Scotland. Report. Cmnd. 4150. 1969

Jewell, R. EC. Central and Local Government, Sec. ed. 1970.

Schofield, A. N. Local Government Elections 5th ed. Shaw. 1970.

Wiseman, H. U <Ed.> Local Government in England 1958-69 Routledge 1970

HMSO, Northern Ireland Ministry of Department. For 1960-70. 1970.

HMSO, Local Government in Northern Ireland 1970

Municipal Yearbooks and Public Utilities Directory For 1971

HMSO, <Annual Reports>

Ministry of Housing and Local Government. For 1969 and 1970. Cmnd. 4753. 1971.

HMSO Department of the Environment, Handbook of Statistics 1970. <Local Government, Housing, Planning>

HMSO, The Future Shape of Local Government Finance, Cmnd. 4741 1971.

HMSO, Local Government in England Government Proposals for Reorganisation Cmnd. 4584

HMSO, Local Government in Northern Ireland Report of the Review Body 1970 Cmd. 546.

HMSO, Reform of Local Government in Scotland, Cmnd. 4584.

HMSO, The Reform of Local Government in Wales Consultative Document 1971

HMSO, Reorganisation of Local Government and other services in Northern Ireland. Report of Progress Nov 1971.

HMSO, Reorganisation of Services, Consultative Document 1971.

HMSO, The New Towns of Britain, 1972

HMSO, Local Government in Britain, 1972

HMSO, Local Government Reform 1969

<関東学院大学経済学部教授>

※ ※ ※

<編集者注>なお、本稿は、企画調整局が著者に委託した、「イギリスにおける自治体問題調査」の報告書である。